### 株式会社アーク等にかかる株式の譲渡について

2014年6月23日 株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構(旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。)は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者にかかる株式会社アークの株式の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が再生支援対象事業者に対して持つ株式は一切なくなります。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社アーク(以下「アーク」という。)並びにその子会社である株式会社安田製作所、昭和精機工業株式会社、岐阜精機工業株式会社、株式会社ソルプラス、相模原部 品工業株式会社、クローバー電子工業株式会社及び東邦システム株式会社

#### 2. 経緯

再生支援対象事業者につきましては、2011年3月31日に株式会社企業再生支援機構法(平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。)第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月23日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

同年8月24日及び同月25日には、事業再生計画に沿って、機構は9,000百万円の現金 出資によりアークの議決権割合の74.5%(普通株式への転換後ベース)にあたるA種 優先株式、及び10,230百万円の現物出資(※1)により議決権割合の8.8%(同ベース) にあたるC種優先株式、合計83.3%(同ベース)の株式を取得していました。

その後、機構は再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、アークに対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般オリックス株式会社(買付主体は、オリックス株式会社が組成したOPI・11株式会社、以下「オリックス」という。)への株式譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構は、保有するA種優先株式の一部とC種優先株式の全部を、普通株式に転換(普通株式を対価とする取得請求権の行使を指す。以下同じ。)し、オリックスの公開買付けに応募し譲渡を実行する予定です。また、オリックスに譲渡しない残りのA種優先株式については、アークに対し金銭を対価とする取得請求権を行使する予定です。

(※1)債権買取により、対象債権者より取得した対象債権の一部を現物出資財産とする募集株式の引受け(いわゆるデット・エクイティ・スワップ。以下「DES」という。)

(注) 株式譲受会社の概要は別紙のとおりです。

## 3. 出資額等

機構は、アークに対して、9,000 百万円の現金出資、及び 10,230 百万円のDESにより、A種優先株式 150 百万株、及びC種優先株式 23 百万株を保有しております。今般、当該株式のうちA種優先株式 50 百万株及びC種優先株式の全株を普通株式に転換し、転換後の普通株式 270 百万株 (アークの議決権割合の 81.03% (当該転換後ベース))をオリックスに譲渡するものです。また、A種優先株式 100 百万株はアークに対し金銭を対価とする取得請求権を行使するものです。

## 4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣:意見なし

以上

# (別紙) 株式譲受会社の概要

# ◆ オリックス株式会社

住所:東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービル

代表者 : 井上 亮

設立 : 1964年4月17日

資本金 : 194,039百万円

事業内容: 多角的金融サービス業